

手数料に関する事項

当法人は人材紹介手数料に関し、職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。

実際に適用する手数料につきましては、契約書等により下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきます。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	【成功報酬】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（労働契約書等に記載されている額）の 10% 手数料負担者は求人者とします。
求人に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	0 円
就職に向けた求職者に対する専門的な相談・助言	0 円

※上記手数料には消費税が含まれておりません。別途加算となります。